



# 埼玉県報

第307号  
令和4年(2022年)  
5月2日  
月曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県自転車競技開催業務の委託（県営競技事務所）
- 西吉見南部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 上用水堰土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 大岡第一土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 上里土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川左岸北部流域下水道ばいじん処分業務委託に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

日本トーター株式会社

東京都港区港南二丁目十六番一号

二 委託契約締結日

令和四年三月二十九日

三 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	栗田重行	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見四百六十六番地
同	森田和昭	同 同 北吉見八百三十六番地
同	梶田栄二	同 同 南吉見三百十八番地
同	山下正夫	同 同 南吉見二千二百二十八番地
同	戸田秀男	同 同 南吉見千六百六十九番地
同	小嶋善博	同 同 久米田四百八番地
同	小島太郎	同 同 久米田六百九十番地
同	金子正夫	同 同 南吉見千四百五十番地
同	小池貴史	同 同 南吉見千五百二十八番地

#### 二 退任

職名	氏名	住所
監事	栗田利司	同 同 北吉見九百番地
同	新島公久	同 同 南吉見千四百六十一番地
同	舩橋義明	同 同 南吉見千八百七十二番地
同	秋山治	三 同 比企郡吉見町大字久保田新田百九十九番地
同	森田義政	同 同 東松山市大字大谷二千九百五十三番地
同	長島博	同 同 久保田七百三十二番地
同	鈴木克己	同 同 和名九百二十番地一
同	大澤紀夫	二 同 同 北吉見千二百九十一番地
同	森田和昭	同 同 同 北吉見八百三十六番地
同	栗田重行	同 同 同 北吉見四百六十六番地
理事	金子武徳	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見百二十八番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新島公久	内山文雄	舟橋正一	森田義政	長島博	鈴木克己	金子正夫	二	小池貴史	森田克未	笠原利一	戸田秀男	舟橋一雄	
同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	
同	同	比企郡吉見町大字南吉見五百七十二番地	東松山市大字大谷二千九百五十三番地	同	同	同		同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	
南吉見千四百六十一番地	久米田三百九十二番地三			久保田七百三十二番地	和名九百二十番地一	南吉見千四百五十番地		南吉見千五百二十八番地	久米田九百三十二番地	久米田六百六十一番地一	南吉見千六百六十九番地	南吉見八十六番地	

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
上用水堰土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があった。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	島田 清	埼玉県東松山市大字下青鳥六十二番地
同	市川 清	同 上野本七百十七番地
同	岸澤 寛	同 上野本二千二百七十三番地二
同	本郷 清	同 葛袋百九十二番地一
同	山口 満春	同 下野本八百四十一番地
同	大澤 幸吉	同 上野本百六十七番地
同	原 和文	同 上野本七十八番地
同	椎名 正和	同 下青鳥七百五十二番地三
同	鈴木 登	同 上野本八百七十九番地
監事	関根 文男	同 上野本千四百十二番地
同	田口 定夫	同 下青鳥百六十番地
同	松村 洋一	同 上野本二千二百四十六番地一
同	下田 正巳	同 下唐子九百十二番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	岩崎 勝	埼玉県東松山市大字下青鳥百四十二番地
同	岡村 和秀	同 上野本千二百四十四番地
同	岸澤 寛	同 上野本二千二百七十三番地二
同	本郷 清	同 葛袋百九十二番地一
同	屋代 孝則	同 下野本六百九十三番地
同	徳江 耕一	同 上野本五十四番地四
同	大塚 春夫	同 上野本百六十九番地
同	椎名 正和	同 下青鳥七百五十二番地三
同	鈴木 登	同 上野本八百七十九番地
同	吉川 博英	同 上野本五百四十六番地

同 同 監事

梶 島 関  
田 田 根  
啓 文  
二 清 男

同 同 同

同 同 同

同 同 同  
上野本五百四十五番地  
下青島六十二番地  
上野本千四百十二番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大岡第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水 通	埼玉県東松山市大字大谷三千五百八十一番地
同	藤野 廣志	同 大谷六千百十五番地
同	大木 照夫	同 大谷四千十三番地
同	小山 貞雄	同 大谷七百二十七番地
同	松本 茂	同 大谷四百七十五番地
同	須賀 一昭	同 大谷五百五十五番地
同	関根 正	同 大谷二千四百八十九番地六
同	関根 利秋	同 大谷二千四百八十九番地二
同	松本 喜博	同 大谷二千四百四十三番地八
同	木村 輝美	同 大谷二千二百六十四番地
同	大木 時夫	同 大谷二千三百十六番地
同	加藤 正一郎	同 大谷三千三百八十七番地
同	鷲巢 照夫	同 大谷三千三十一番地一
監事	藤野 健次	同 大谷三千三百九番地
同	新井 徳三	同 大谷二千四百二十一番地
同	鷲巢 重次	同 大谷三千三十五番地
同	松崎 初夫	同 高坂千百六十六番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	藤野 一男	埼玉県東松山市大字大谷三千四百六十二番地
同	榎本 武保	同 大谷三百四十八番地
同	横川 和男	同 大谷二千四百三十二番地
同	勝田 健次	同 大谷六千六十九番地
同	小山 貞雄	同 大谷七百二十七番地
同	大木 幹雄	同 大谷千七百五十五番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
鷺巢振作	藤野健次	新井徳三	安藤久	島山廣治	鷺巢照夫	森屋進	大木茂夫	松本勇	加藤正一郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大谷二千八百三十二番地	大谷三千三十九番地	大谷二千四百二十一番地	大谷四千四十二番地	大谷二千六百三十五番地	大谷三千三十一番地一	大谷六百六十二番地三	大谷千七百七十番地	大谷五千八百五十四番地	大谷三千三百八十七番地



# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十五日認可した。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

上里土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県児玉郡上里町

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百八十四番地三

ウイステリア八〇一―二〇五号 太田 勝啓

二 取消年月日

令和四年四月二十五日

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
82,280,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本メサライト工業株式会社  
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,610,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸北部流域下水道ばいじん処分業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県桶川市小針領家939
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,122,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当



# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,638,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
中川下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都文京区小石川1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
108,900,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
中川下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社栃木工場  
栃木県佐野市築地町715番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
65,340,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月二日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

- 1 特定役務の名称及び数量  
中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
中川下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本メサライト工業株式会社  
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,680,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当



## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年五月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年五月六日 午後六時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）について

イ 本庄市長選挙の審査申立てについて

ウ その他